徳島県告示第五百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事　飯泉嘉門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人平成記念会	徳島市勝占町松成四六番	訪問ステーションととと徳島	徳島市通町一丁目六番地	訪問介護	令和二年七月二十二日	令和二年七月三十一日
合同会社　和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	ヘルパーステーション和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	同	同三日	同
徳島健康生活協同組合	徳島市下助任町四丁目九	健生阿南診療所	阿南市津乃峰町新浜一二番地	通所リハビリテーション	同二十七日 五月	同
株式会社マザー	同　両国本町二丁目一六―一	福祉用具の店　マザー	徳島市両国本町二丁目一六―一	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同三十日 六月	同 同